

物 件 調 査 書

物件番号 113

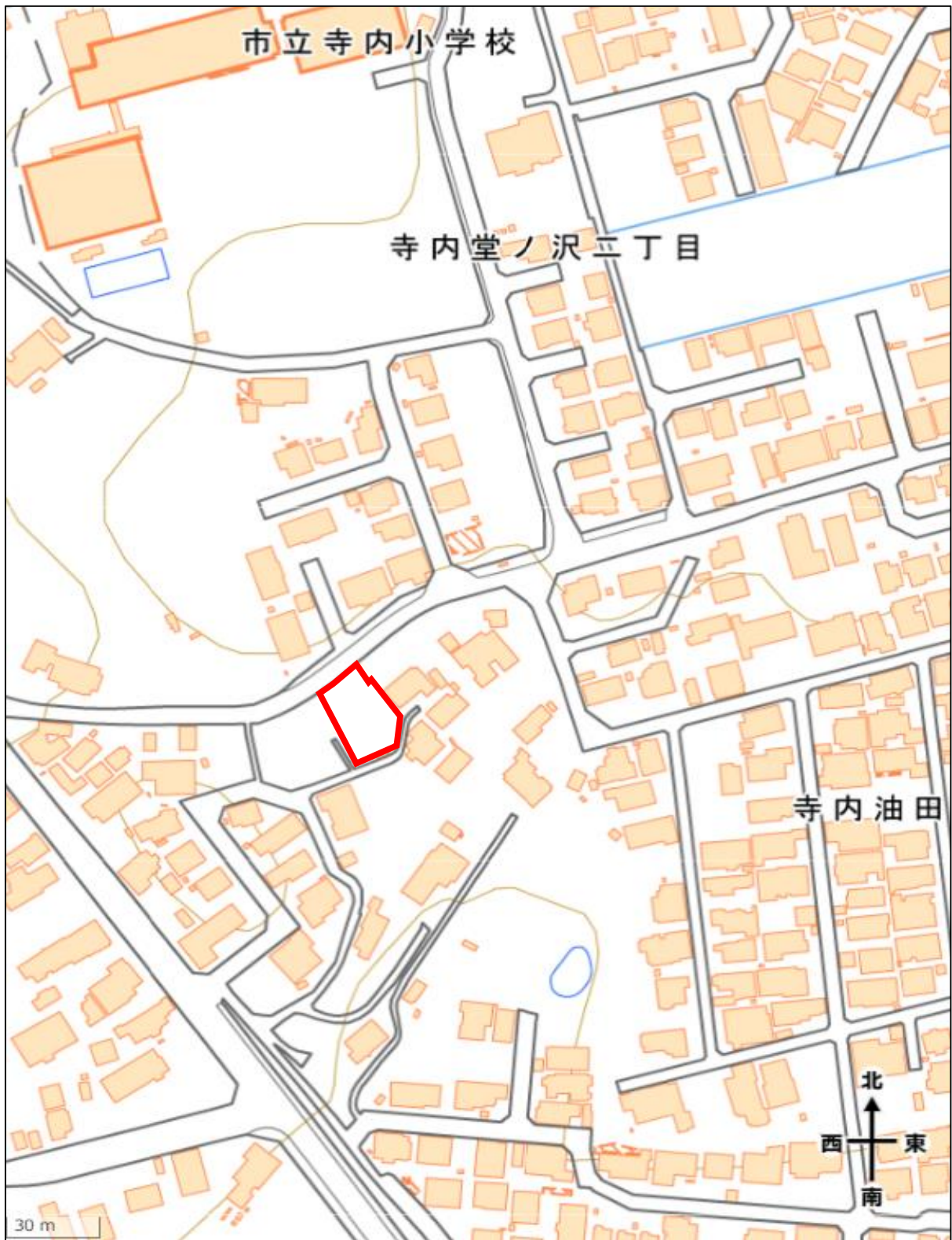
所在地	秋田県秋田市寺内油田3-93-18				
住居表示	秋田県秋田市寺内油田3-17街区				
現況地目 及び面積等	雑種地	533.36 m ²	工作物	—	
			立木竹	—	
登記簿	地番	93-18			
	地目	宅地			
	数量	533.36m ²			
記載事項	地番				
	地目				
	数量				
接面道路 の状況	北西側	舗装市道	幅員約	7.8~8.5 m	(法第42条第1項第1号道路)
	南東側	舗装市管理道路	幅員約	2.8~3.2 m	(法外道路)
法令に基づく制限	建築基準法	市街化区域			
		用途地域	第一種住居地域		
		地域・地区	指定なし		
		建ぺい率	60%		
		容積率	200%		
		高度制限	指定なし		
		防火指定	指定なし		
	その他	建築基準法第22条第1項(屋根性能) 建築基準法第23条(外壁) 都市再生特別措置法第88条第1項(居住誘導区域外での建築等の届出) 都市再生特別措置法第108条第1項(誘導施設を有する建築物等の建築等の届出) 宅地造成及び特定盛土等規制法第12条(宅地造成等工事の許可) 秋田県建築基準条例(がけ) 秋田市屋外広告物条例 秋田市景観条例			
*別葉「補足説明事項」参照					
私道の負担等 に関する事項	私道負担	無	負担の内容		
	道路後退	有	負担の内容 下記参考事項欄のとおり		
供給処理 施設の概要	供給処理施設	配管等の状況		施設整備状況	施設整備の 特別負担の有無
	電気	接面道路配線	有	—	—
	公営水道	接面道路配管	有		無
	公共下水道	接面道路配管	有		無
	都市ガス	接面道路配管	有		無
交通機関	鉄道等	JR奥羽本線 泉外旭川駅の西方 約2.5km			
	バス	秋田中央交通バス 青少年交流センター前停留所の北東方 約0.2km 徒歩3分			
公共施設	秋田市役所		寺内小学校		泉中学校
参考事項	別紙を参照してください。				

※ 物件調査は、入札参加者が物件の概要を把握するための参考資料ですので、必ず入札参加者ご自身において、現地及び諸規制についての調査確認を行ってください。

物件番号 113

- ・ 本地の接道義務について、北西側の市道に有効に出入りできる幅60cm以上の通路、階段等を設けるか、南東側の市管理道路について建築基準法第43条第2項第2号による事前協議により接道させる必要があり、現状では建物の建築はできません。なお、セットバックについては、事前協議によりその範囲が確定することになります(詳細については、秋田市都市整備部建築指導課までお問合せ下さい)。
- ・ 本地の北西側道路と接面する箇所は、高低差があるため現状では車両での乗り入れはできません。なお、北西側接面道路から本地へ階段が設置されています。
- ・ 本地の北西側は傾斜地となっているため、秋田県建築基準条例により、建築物の建築に制限が生じます(詳細については、秋田市都市整備部建築指導課までお問合せ下さい)。なお、本地の北西側の傾斜地に設置されている擁壁については、構造に関する調査を行っておりません。
- ・ 本地内に、N T T東日本(株)所有の電柱1本が設置されており、国との間で貸付契約が締結されています。このため、本物件の売買契約には、引き続き当該契約期間満了日まで使用を承諾する旨の特約を付します(詳細については、(株)N T T東日本-東北秋田支店までお問合せ下さい)。
- ・ 本地内上空を、東北電力ネットワーク(株)及びN T T東日本(株)所有の電線が通過していますが、建物建築等で支障が生じる場合の移設の可否等については、東北電力ネットワーク(株)秋田電力センター及び(株)N T T東日本-東北秋田支店までお問合せ下さい。なお、移設が可能な場合、移設費用は買受者負担となる場合があります。
- ・ 本地内には、従前使用していた排水桝等が埋設されています。売買契約に当たっては、売買契約書の特約条項に含まれるため、契約不適合には該当しません(詳細については、秋田財務事務所管財課までお問合せ下さい)。
- ・ 本地の塩ビ管は北側隣接地に一部越境しており、また、その設備に所有者不明の排水管が接続されている可能性があります(詳細については、秋田財務事務所管財課までお問合せ下さい)。
- ・ 本地には、進入防止のための柵が設置されています。

周 辺 図



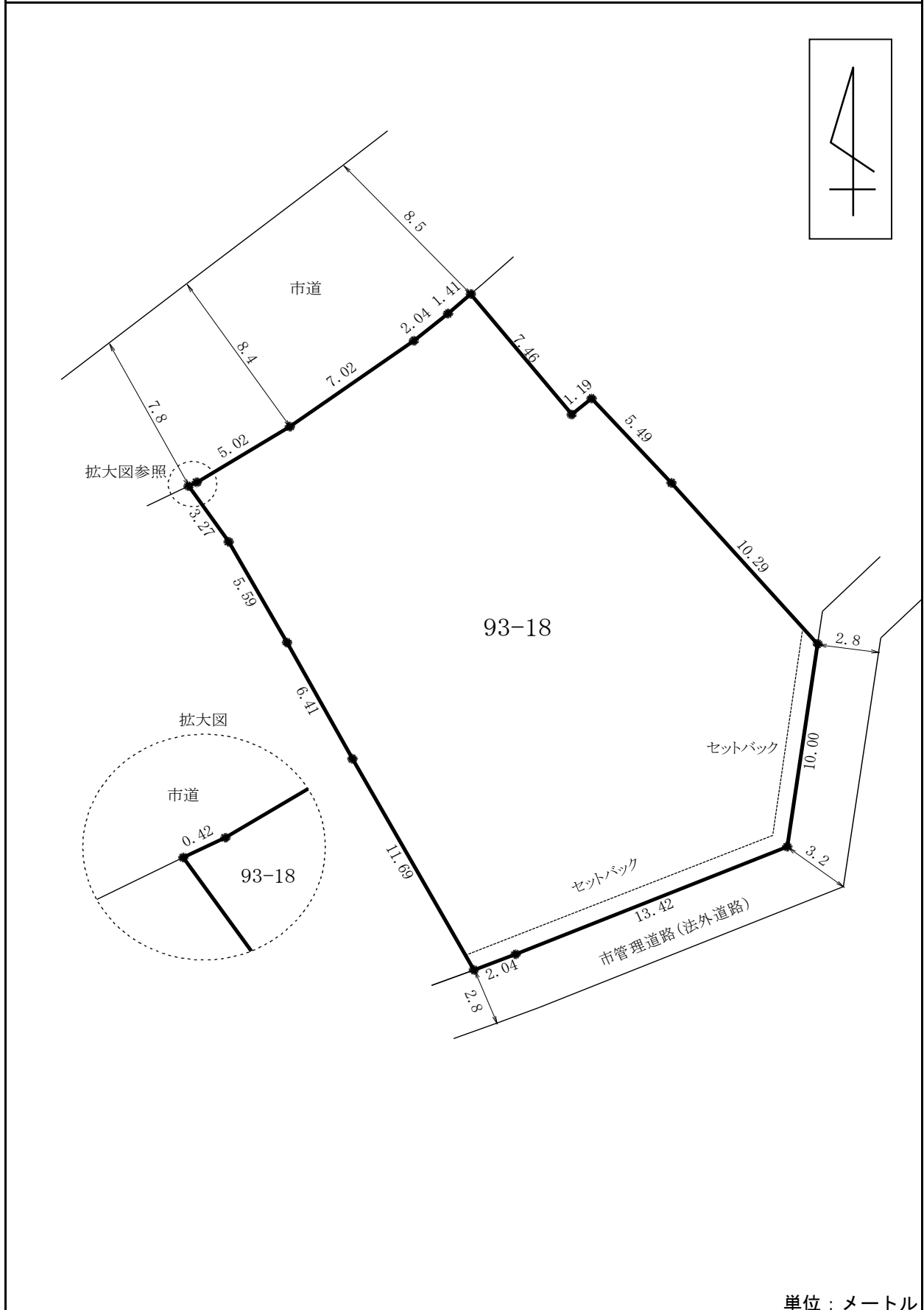
凡 例

売払物件

国土地理院地図を加工して作成

※現在の周辺状況と異なる場合があります。

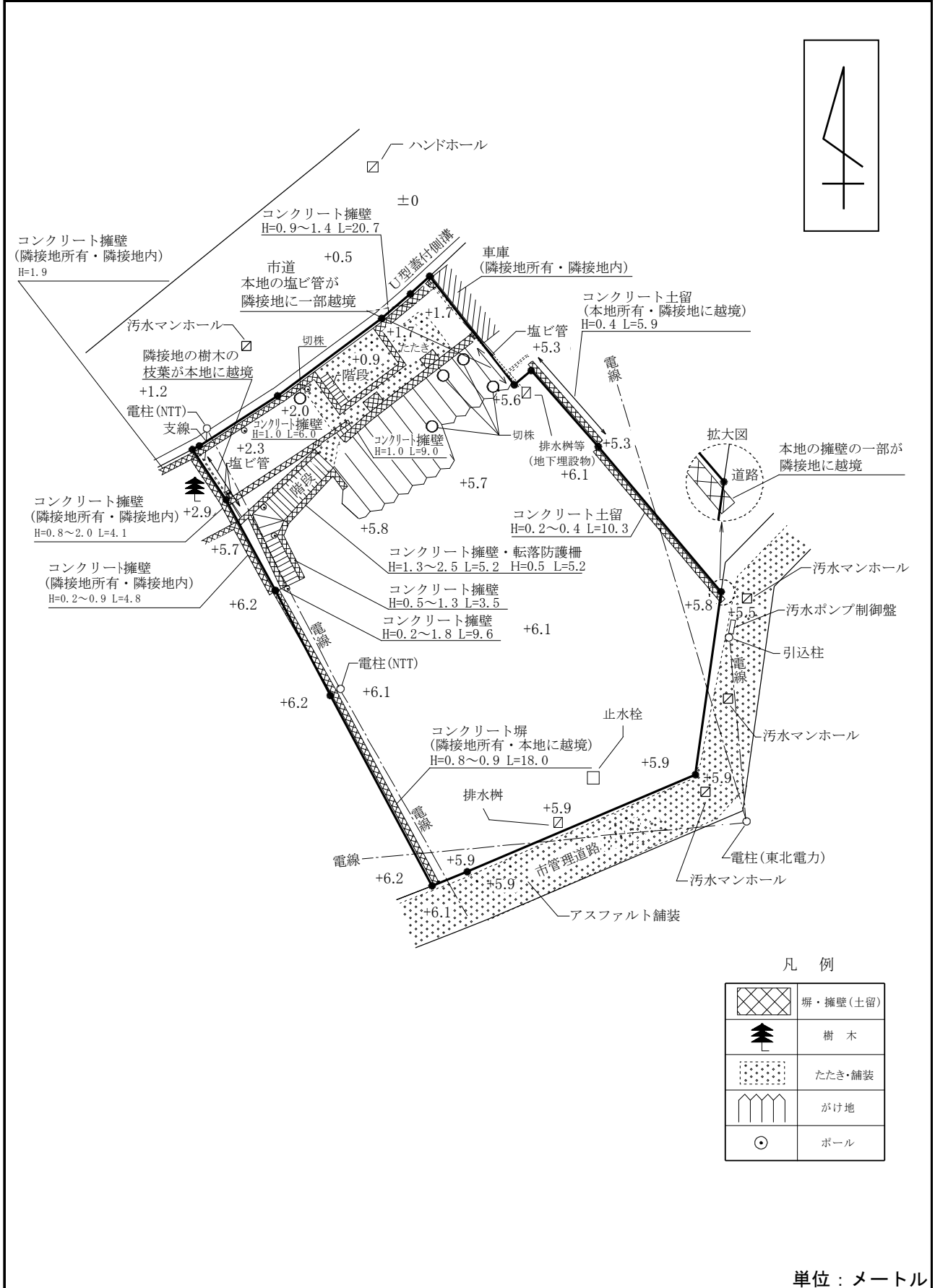
明 細 図



単位：メートル

※法令等に基づく区域指定線等については概略線であり、必ず入札参加者ご自身において関係機関にご照会ください。

概要図



※工作物や樹木の越境等については、極力概要図に記載しておりますが、現況と相違している場合、現況が優先します。物件は現況有姿の引渡しとなりますので、必ず入札参加者ご自身において現地等の調査確認を行ってください。